

知的財産管理技能検定1級〔特許専門業務〕過去問題・解答解説をご購入いただいた皆様へ

第32回(2019年3月3日)以降の検定試験を受検される場合は、不正競争防止法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定1級〔特許専門業務〕過去問題・解答解説の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

収録実施回	改訂の有無
第16回・第17回	有り
第19回・第20回	有り
第22回・第23回	有り
第25回・第26回	無し
第28回・第29回	無し

実施回	試験日	法令基準日
第31回	平成30(2018)年11月18日(日)	平成30(2018)年5月1日
第32回	平成30(2018)年3月3日(日)	平成30(2018)年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

※本法改正は2018年11月18日(日)に実施される検定試験には適用されません。

不正競争防止法の一部を改正する法律	
公布	平成30(2018)年5月30日(平成30年5月30日法律第33号)
施行日	平成30(2018)年6月9日
参考	特許庁ホームページ 不正競争防止法等の一部を改正する法律 URL : https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm

◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報を公開しています。

〈アップロードホームページ〉 ➡ 〈受検対策〉 ➡ 〈読者サポートコーナー〉 ➡ 〈法改正情報〉

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

該当箇所	変更前	変更後
第16回・第17回 解答解説 問19 選択肢ア 2行目	ア：不適切 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための要件の1つに、公開されたことを証明して、発明の公開日から 6カ月 以内に特許出願されたことを示す必要がある。しかし、公開された発明と、請求項に記載された発明とが厳密に一致していることまで要求されている訳ではない。	ア：不適切 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための要件の1つに、公開されたことを証明して、発明の公開日から 1年 以内に特許出願されたことを示す必要がある。しかし、公開された発明と、請求項に記載された発明とが厳密に一致していることまで要求されている訳ではない。

該当箇所	変更前	変更後
<p>第 16 回・第 17 回 解答解説 問 35 選択肢エ 2 行目</p>	<p>エ：不適切</p> <p>新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、優先権主張とは関係なく、新規性を喪失した日から 6 カ月 以内に特許出願 Q を行う必要がある。本問では、特許出願 P の 5 カ月前に新規性を喪失し、特許出願 P の 10 カ月後に特許出願 Q を行っているため、優先権主張の効果は得られるかもしれないが、新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできない。</p>	<p>エ：不適切</p> <p>新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、優先権主張とは関係なく、新規性を喪失した日から 1 年 以内に特許出願 Q を行う必要がある。本問では、特許出願 P の 5 カ月前に新規性を喪失し、特許出願 P の 10 カ月後に特許出願 Q を行っているため、優先権主張の効果は得られるかもしれないが、新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできない。</p>
<p>第 19 回・第 20 回 過去問題 問 36 選択肢ア 3 行目</p>	<p>ア 改正特許法（Leahy-Smith America Invents Act）において先願主義の規定が導入されたが、それに合わせて新規性喪失の例外の規定も改正され、グレースピリオド（猶予期間）は日本国特許法と同様に 6 カ月 となった。</p>	<p>ア 改正特許法（Leahy-Smith America Invents Act）において先願主義の規定が導入されたが、それに合わせて新規性喪失の例外の規定も改正され、グレースピリオド（猶予期間）は日本国特許法と同様に 1 年 となった。</p> <p>なお、問題は米国の改正特許法において先願主義の規定が導入されたことに合わせてグレースピリオドの期間が変更されたかどうか問われているため、日本国特許法の新規性喪失の例外規定の適用期間が6カ月から1年に変更されたことによって解答は変更しないと考えます。</p>
<p>第 22 回・第 23 回 過去問題 問 17 選択肢ウ 1 行目 選択肢エ 1 行目</p>	<p>ウ 米国での公表から 6 カ月 以内に新規性喪失の例外を適用して特許出願すれば、論文掲載にかかわらず特許査定を受けられる可能性がある。</p> <p>エ 公表から 6 カ月 以内に特許出願すれば、論文掲載から特許出願までの間に第三者から「成分 A を含むヨーグルト」について、論文に掲載された内容と同様の特許出願があったとしても、その先願によってわが社の出願が拒絶されることはない。</p>	<p>ウ 米国での公表から 1 年 以内に新規性喪失の例外を適用して特許出願すれば、論文掲載にかかわらず特許査定を受けられる可能性がある。</p> <p>エ 公表から 1 年 以内に特許出願すれば、論文掲載から特許出願までの間に第三者から「成分 A を含むヨーグルト」について、論文に掲載された内容と同様の特許出願があったとしても、その先願によってわが社の出願が拒絶されることはない。</p>
<p>第 22 回・第 23 回 解答解説 問 17 選択肢ウ 1 行目</p>	<p>ウ 適切</p> <p>公知になった日から 6 カ月 以内に日本に出願しなければ、新規性喪失の例外の適用を受けられないので正しい（特 30 条）。</p> <p>※選択肢エの解説に変更はありません</p>	<p>ウ 適切</p> <p>公知になった日から 1 年 以内に日本に出願しなければ、新規性喪失の例外の適用を受けられないので正しい（特 30 条）。</p>